

# 官報号外

昭和二十七年三月十九日

## 第十三回 参議院會議録第二十三号

昭和二十七年三月十九日(水曜日)午前  
十時十一分開議

議事日程 第二十二号

昭和二十七年三月十九日

午前十時開議

第一 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出) (委員長報告)

第二 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選管管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 韓国人らに患者の強制退去に関する請願 (委員長報告)

第六 安全保陣條約締結に伴う佐世保駐留地域決定に関する請願 (委員長報告)

第七 アメリカ駐留軍の国立公文書地区内ホテル等利用に関する請願 (委員長報告)

第八 安下庄港災害防除工事施行に関する請願 (委員長報告)

第九 八木港修築工事継続に関する請願 (委員長報告)

第一〇 久慈避難港築設促進に関する請願 (委員長報告)

第一一 新潟県長岡市に測候所設置の請願(二件) (委員長報告)

第一二 北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置の請願 (委員長報告)

第一三 網走港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一四 北海道香深村に燈台設置の請願 (委員長報告)

第一五 北海道香深港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一六 函館港第二号碼頭完成促進に関する請願 (委員長報告)

第一七 裏日本航空路開設等に関する請願(二件) (委員長報告)

第一八 北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置等の請願 (委員長報告)

第一九 東支那海に警備艦艇配備の請願 (委員長報告)

第二〇 船舶向け気象無線通報の独立強化に関する請願(二件) (委員長報告)

第二一 八戸港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二二 島根県惠曇町風見山に燈台設置の請願 (委員長報告)

第二三 公有水面埋立免許料を港灣管理者の収入とするの請願 (委員長報告)

第二四 水難救護法中一部改正等に関する請願 (委員長報告)

第二五 だ捕船船および乗組員返還に関する陳情 (委員長報告)

第二六 神奈川県辻堂元海軍演習地を進駐軍演習地に指定反対の陳情 (委員長報告)

第二七 アメリカ駐留軍の国立公文書地区内ホテル等利用に関する陳情 (委員長報告)

第二八 在外同胞救出に関する陳情 (委員長報告)

第二九 奄美大島および沖繩、小笠原各諸島に日本行政行使の陳情 (委員長報告)

第三〇 田子浦港修築工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第三一 国庫補助による定期命令航路設定の陳情(二件) (委員長報告)

第三二 宮崎市赤江飛行場を民間航空路に編入の陳情 (委員長報告)

第三三 關東港を避難港に指定の陳情 (委員長報告)

第三四 日本海浮流機雷に関する陳情(二件) (委員長報告)

第三五 長岡市に国立測候所設置の陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤武彦) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十三日委員長から左の報告書を提出した。

運輸委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号及び第三号

運輸委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 加藤 武徳君

地方行政委員 北村 一男君

法務委員 小瀧 彬君

経済安定委員 愛知 揆一君

決算委員 石川 清一君

同 郡 祐一君

同 三好 始君

同 木村 守江君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 北村 一男君  
地方行政委員 愛知 揆一君  
法務委員 加藤 武徳君  
経済安定委員 小瀧 彬君  
決算委員 三好 始君  
同 木村 守江君  
同 郡 祐一君  
同 石川 清一君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告

昭和三十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

同日議院は、彈劾裁判所裁判員棚橋小虎、同予備員宮城タマヨ君、同松永義雄君及び同鬼丸義賢君の辞任による補欠として左記の者を選挙し、即日これを衆議院及び彈劾裁判所裁判長に通知した。

裁判員 松永 義雄君

予備員 第二順位 中山 福藏君

同 第三順位 三橋八次郎君

同 第四順位 小林 亦治君

同日本院は、最高裁判所裁判官國民審査管理委員工藤勇君及び同相馬助治君の辞任による補欠として松原一彦君及び水橋藤作君を選挙し、即日これを内閣及び最高裁判所裁判官國民審査管理委員会委員長に通知した。

同日本院は、最高裁判所裁判官國民審査管理委員工藤勇君及び同相馬助治君の辞任による補欠として松原一彦君及び水橋藤作君を選挙し、即日これを内閣及び最高裁判所裁判官國民審査管理委員会委員長に通知した。

同日本院は、最高裁判所裁判官國民審査管理委員工藤勇君及び同相馬助治君の辞任による補欠として松原一彦君及び水橋藤作君を選挙し、即日これを内閣及び最高裁判所裁判官國民審査管理委員会委員長に通知した。

同日本院は、最高裁判所裁判官國民審査管理委員工藤勇君及び同相馬助治君の辞任による補欠として松原一彦君及び水橋藤作君を選挙し、即日これを内閣及び最高裁判所裁判官國民審査管理委員会委員長に通知した。

昭和二十七年三月十九日 参議院會議録第二十三号 議長の報告

官報(号外)

同日本院は、檢察官選格審査会委員小杉繁安君、同齊武雄君、同予備委員杉山昌作君及び同高橋道男君の辞任による補欠として左記の者を選任し、即日これを内閣に通知した。

記

委員 池田宇右衛門君  
同 宮城タマヨ君  
予備委員 池田宇右衛門君  
池田宇右衛門君の予備委員 高橋進太郎君  
宮城タマヨ君の予備委員 一松 定吉君

同日本院は、積雪寒冷作地帯振興対策審議会委員鈴木直人君の辞任による補欠として田村文吉君を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、首都建設委員会委員参議院議員石原幹市郎君の辞任による補欠として黒川武雄君を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員参議院議員中山壽彦君の辞任による補欠として中村正雄君を指名した旨内閣に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員参議院議員中山壽彦君、同藤森眞治君及び同谷口弥三郎君の任期満了による補欠及び参議院議員野田卯一君及び同山下義信君の同委員辞任による補欠として左記の者を推薦した旨を内閣に通知した。

記

(参議院議員中山壽彦君の補欠) 参議院議員 中山 壽彦君  
(参議院議員藤森眞治君の補欠) 同 井上なつゝ君  
(参議院議員谷口弥三郎君の補欠) 同 谷口弥三郎君

(参議院議員野田卯一君の補欠) 同 大谷 繁潤君  
(参議院議員山下義信君の補欠) 同 堂森 芳夫君

同日本院は、衆議院議員根本龍太郎君が経済安定本部顧問に就くことができると議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案  
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
真珠養殖事業法  
同日衆議院議長から、国会は衆議院議員根本龍太郎君が経済安定本部顧問に就くことができることを議決したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日本院は、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律  
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案  
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の法律の一部を改正する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国防産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案  
大蔵委員会に付託  
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案  
農林改良助長法の一部を改正する法律案  
農林委員会に付託

私立学校振興会法案  
文部委員会に付託  
塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案  
農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案  
日本専売公社法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。  
農林委員会諸願審査報告書第一号同特別報告第一号  
農林委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案可決報告書  
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。  
この際お諮りいたします。労働委員長から、鐵道関係中小企業を中核とした経営不振による企業労働者の労働条件低下の突情を突地調査するため、石

川県及び福井県に村尾龍雄君を、石川県に早川慎一君を、本月二十六日から五日間の日程を以て派遣したい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り、これら二名の議員を派遣することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

〔羽仁五郎君発言の許可を求む〕  
○議長(佐藤尚武君) 羽仁五郎君。

○羽仁五郎君 私はこの際、防衛力増問題に関する緊急質問の動議を提出いたします。  
○菊川孝夫君 私は只今の羽仁五郎君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 羽仁君の動議に御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。羽仁五郎君。

〔羽仁五郎君登壇、拍手〕  
○羽仁五郎君 今日、日本の置かれてある極めて困難なる状況の下にあつて、政府が当面の問題の解決について苦心している突情に對しては、我々も同情に堪えないけれども、眼前の問題の処理に拘泥して民主主義の原則を破壊することは許されぬ。憲法には、ああ書いてある、併しそれはどうも考えられるのだというふうなことが、世間で通用するようになってしまふならば、かかる事態を導く首相並びに我々国会議員は重大なる責任を免れ得ない。政治家をして法の前に責任あらしめねばならぬ。これこそは、第

二次世界大戦の悲惨な経験の中から、ニールンベルグ及び東京の国際法廷の憲章及び判決、その絞首刑以下の刑罰の執行、これらを通じて、今日、國際の法の進歩において確立された原則ではないか。戦争、そのほかのさまざまの最も悲しむべき事件というものは、諸君、忘れるなかれ、決して一朝突如として起つて来るものではない。当初はそれほどの問題でないと考えられていたものが、次々と重なり合つて行つて、國民が事態の重大に気付いたときには、すでに、もはやこれを阻止する余地がないという状態に到達したために、今日、首相は、我が憲法の平和主義を、最も忠実に、身命を賭して擁護するか否か。これが本日、本員の首相に對する質疑の第一点である。これに關連して、いわゆる防衛力の問題につき三點、行政協定につき二點に亘り、首相の所見を質さなければならぬ。

戦力にあらずしてこれに類似するものが戦力になつて行く力というものは、首相自身が曾て苦痛を以て体験したところからのおのずから知らるるやうに、非常に強いものである。従つて、それがいやくも手遅れとなる前に、これを阻止するあらゆる努力を、要点において、主要の各条件においてなさなければならぬ。現在戦力に類似する力が、我々の統率することのできなない戦力といふものに近付いて行くには、あらかじめさまざまの兆候を現わして来る。本員は只今、首相が、この戦力に類似するけれども戦力でないとするものが、戦力となつて行くことを、嚴重に監視する責任を持つ、客観的に必要にして十分なる、欠けてはな

らないそれらの条件、これだけを氣を付けていれば大丈夫であるというそれだけの條件を、ここに國民の前に列挙して明示され、國民に確信に基く安心を與えられることを希うのであります。諸君、誠に我々の先達といへども、必ずしもその決意において能力において我々に劣つていたとはされ得ない。然るに、日本の過去の政治家たちは、何故に遂に重閣の前に膝を屈したのか。日夜嚴重に監視して守らなければならぬ諸条件を、的確に列挙明示して、國民と共にこれらを飽くまで守つて行くという努力を怠つた点に、我々の先達の重大なる責任が遂に生じて来たのではなかつたか。現在、國民が迷迷し、臆測し、従つて心痛し、国会が論議しているいわゆる戦力の問題について、これらの要点について、首相は飽くまで責任を負ひ、國民と共に必ず守つて行かなければならぬ条件として、一、徴兵制及びこれに類似する強制が許されないこと、二、日本の警察予備隊、防衛隊、治安隊などが外国の戦力の下に置かれて動かされること、三、日本の警察予備隊などの海外進出が許されないこと、これらの三點を最も嚴重に監視せねばならぬことを首相は明確に認識するか。これらの点を憲法改正によつて解決し得ると首相は考へているのか。我が憲法の本質、その前提たる基本原則に触れるならば、それはもはや憲法改正ではなく、突に憲法廃止であること、首相は認識しているのか。民主主義と平和主義とは我が憲法の最高二大原則であるが、これらの二大原則を外して天皇制のみが存続すると首相は考へているのか。日米安全保障條約及び

行政協定が、日本國憲法の改正を要求するやうなことが起るならば、それはアメリカによる日本の内政干渉、否、日本に對する侵略行為とされねばならないが、首相はその責任を負ふのか。曾て東洋平和のためと言つて日本軍が大陸に侵略したやうなことも決して忘れることを許されない。如何なる名義を以てしても、日本の武装された力が国外に出動することは断じて許されないのである。日米行政協定について、國民、従つて国会が首相に對して最大の不安を感じているのは、首相がみずから外相として、技術上の外交の秘密の理由に隠れて、現代の民主主義、即ち主権在民の原則の下において、如何なる意味においても許され得ない原則上の秘密外交をあえてし、国会の知らない間に、國民の知らない間に、國民の運命を決定しつゝあるのではないのか、従つて我が国会が我が國民と共に同意することなくして、日本に駐留する米軍が日本の国外に出動し、又は、日本の同意なくして、米軍により日本に原子爆撃の基地がいつの間にか置かれるやうな事態が発生し、日本國民がみずから同意することなくして、第三次世界大戦或いは何らかの戦争に巻き込まれるのではないのか、この二点であります。政府の外交権などというものは國民の委託物に過ぎないのである。現在、政府はすでに日米行政協定による軍事的予算を本国会に提出し、同協定第二十三條によつて日本に駐留する米軍の安全保障に関する立法と称するものを提案しようとして居るけれども、外交又は軍事上の機密を理由として國會の審議を制限し、國民の言論、報道、新聞、出版などの自由を脅かし、国会

及び国民の同意なくして日本の運命を決定するがごとき方向を許すことが如何に恐るべき危険を招来するか、首相は自覚しているか。最近特に内外の世論の警告するこれらの危険、即ち新たなファシズムの危険に対し、首相は如何なる認識と決意とを我が国民の前に示し得るか。これが、本日、本員の首相に対する緊急質問の第二の問題であります。

新井白石も言つたように、鼠を打とうとして名器を毀つことを古人も戒めていた。政府が、政府のいわゆる不逞分子を取締らうとして、特務局の拡張など、檢察警察官僚の権力欲の野心に乗ぜられ、思想、言論、集会、結社の自由を圧迫して、これらを踏みしめるならば、政府みずからが民主主義を破壊するものとされねばならないのである。首相は、思想そのものが如何なる意味においても取締の対象とされてはならないことを確認しておられるか。これが第一。

第二に基本的人権について。政府は、ややもすればこれが公共の福祉によつて制限され得るなどと言つていますが、若し果して然りとすれば、旧日本帝国憲法と新しい我が日本国憲法とはどこが違うのか。我が憲法は基本的人権と制度的権利自由とを明記して区別し、財産権等の制度的権利の自由の使用についてはのみ公共の福祉による制限が許され得べき場合を明記しているけれども、思想及び良心の自由、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他のほかの団体行動をする権利、これらの基本的人権については公共の福祉の制限を認めてはいないのであります。本月五日、木村法務総裁は、検事会同

に臨んで訓示して、「いやしくも思想そのものの取締に押入つたり、憲法の保障する基本的人権を侵害するようなことがあつてはならない」と厳に戒めていた。本月六日、英字紙ニッポン・タイムズが、日本政府の最近の構想として発表されたいわゆる特別保安法を批判して、政府が少数の非合法的分子の活動に対する取締というものが大数級の一般国民の基本的権利に対する圧迫となる危険を自覚していない点に猛省を促して、「法は常に明白にして的確であることを要し、広い解釈を許すべきでなく、官吏の判断によつて人民の自由を制限する武器となつてはならない。治安に名を借りて、いやしくも基本的人権を侵し、政治的活動の自由又言論の自由などを脅かすことは許されぬ」と警告し、「何ら有害なる具体的行動がないのに、これを企てていると言つてこれを取締らうとする」とは、個人の自由を圧迫する重大の度れがあり、言論、又集会の自由、又民主主義そのものに対する官憲の弾圧の発生する危険を含む」と指摘して、痛論している。首相は、治安準備に名を借りて、犯罪の予防を口実とし、官吏の判断の如何によつて人民の自由の取締に便宜の用に制限することのできるような、広汎な授權を含む立法が、民主主義と両立すると考へておられるか。

第四、首相は、最近内外の世論が指摘している日本における警察国家の復活の危険を如何にして防止するか。中央集権化された警察は、日本の過去の独裁制の特徴である。戦前十年間、日本軍閥の最も強大なる武器は、中央政府が都道府県庁を支配して行使した

思想警察及び憲兵隊を伴つた絶対的な権力である。日本はこうして全く警察国家であつた。一九四七年九月、連合国の日本占領軍司令官マッカーサーが日本の首相に與へた書簡に指摘された日本の首相に與へた書簡に指摘された日本の首相はまさか忘れ得まい。全国的問題は、政治的に政策によつてのみ処理し解決されるものである。政策の貧困を警察力で押え付けようという方法は、民主主義以前の方法である。首相は、治安維持のためと言つて警察ばかりに頼り、自治体警察を中心とする趣旨を覆えし、国家警察を主体とする動きを許すならば、首相は民主主義を覆へして警察国家を出現しようとする責任を負わなければならない。

第五、首相は、大学そのほか、学問、研究、教育を警察の下に置くこととするような動きは許されぬことを確認するか。封建時代に、寺社奉行が僧侶を呼ぶこと奴隷のごとしと龍沢藩山が批判している。最近、東京大学の事件に關し、朝日新聞がこの三月三日特に社説を以て述べているところも首相は読まれたと思ひます。會つて明治初年に谷干城が政治警察の悪弊を批判して、「反対党を弾圧して政権をとるは、暗夜に兵をやるごとく、敗北必至である」と痛言しております。政府が、共産党の機関紙そのほかの合法的活動を認め、共産党の動き、その政策、その実力、その方向を国民と共に明らかに知つて、これに對して堂々と自己の政策と実力と方向とを以て闘ふことこそ、民主主義政敵が政敵に對するあり方ではないのか。福沢諭吉が言つているように、「新聞紙を制限して言論を塞ぎ、

その状態たかも活物を密封して空気の流通を絶ち、傍らよりその死生を窺うがごとし、何ぞそれ卑劣なるや」と言つてゐる。広島市の学生が新聞に投書して言つてゐる。「電車の中で二人の予備隊の若い隊員が僕たち本を手にしている学生に向つて、貴様たちは今のんきに遊んでいやがるが、もう少したつて見ろ、もろく／＼殺されてやるぞと言つて見ろ。この言葉は何を意味しているでしょうか。思つただけでも恐ろしい言葉です。首相は何とお答へになるか。

第三の問題、最近「英国が、社会保障の福祉国家、厚生国家となつて、貧富の差と生活程度の差が少くなるに伴い、治安がよくなりつつあるので、警察官の職業上の危険は非常に減つて来ている」とロンドンから長島吉郎君が通信している。社会の真実の治安、国家の真実の防衛、そのために政府が第一に着手すべきは国民生活の安定ではないのか。これが、本日、本員の首相に對する緊急質問の第三。

最後の問題であります。本月六日、米田大統領トルーマンは、テレビジョンを通じ全米に向つて行なつた放送において何と言つたか。「共産主義の拡大は武器のみによつて防止することはできない。安全保障と稱して、アメリカと、旧日本帝国政府が議定に諮ることなくして結んだ日独伊防共協定以上の無定見なる軍事協定を結び、軍事費によつて国民生活費を圧迫して顧みない政府は、現代の歴史に逆行しようとするのか。日米安全保障條約とその行政協定の主要目的が米国の安全にあつて日本の安全にないことは、自明の事実であります。(ノーク)「何を言

つてゐるのか。その通り」と呼ぶ者あり)最近、ギリシア、フランスなどにおいてまで、米国の内政干渉が問題となつてゐる事実を、朝日新聞も報道しているではないか。日本紡績協会の阿部孝次郎会長さえも、「行政協定は占領の継続の色彩が濃い。日本の主権を確立するため、今後は非とも修正せねばならない」と言つてゐるではないか。政府は、日本に駐留する米軍の兵力量、又原子爆弾なども含む兵器の種類、又その駐留の期間が日本側の動きによつて制限されないという了解事項を、国民の眼から隠してゐるのではないか。現在国会に上程されてゐる来年度予算案についても、外資導入を主要条件として自主性の全くない予算の国会通過を要請しているが、真相は最近のいわゆるマッカーサー声明によつても暴露されたが、首相は、アメリカの資本が日本においてその欲する利潤を遂げ得るように、これ以上に日本の労働賃金を引下げ、国民生活を低下させて、米資導入を可能ならしめようとしてゐるのか。(何を言つてゐるのか)「何を言つてゐるのか」と呼ぶ者あり)一方には学童の給食費一百億円を削つて、他方には警察予備隊六百億を増額する。何たる無残なる政府であるか。国民の最愛の子女を飢えさせて予備隊を太らせる、このよ

うな防衛力は何を防衛するのであるか。(「頭が悪いぞ」どつちが悪い)と呼ぶ者あり)総予算の四分の一にも上る非生産的防衛費、即ち軍事費が頭を出したということは、破局的なるインフレーションの最も恐るべき原因が頭を出したということではないか。防衛するに値する国、社会保障あり、生活の幸福の希望ある国を作らずして、

徒らに愛国心を強制しても、愛するに足る生活の実体のないところはどうして、真実の愛国心がおのずから湧き上つて来る事ができましよう。国民の生活を守る事によつてのみ国家は国民によつて守られるのに、政府が国民を犠牲にし、国民を裏切つておいて、外国の軍隊の下に自己の安全の保障を感じて居るような政府の養成して居る。わゆる防衛力は、何を防衛しているのか。何かの役に立つと首相は信じて居るのか。(愚論はもうやめろ)自由党やかまし(ぞ)「時間だ」と呼ぶ者あり)ダレス特使がアメリカの特権的利益のためにイギリスを裏切つたか否か、本員の関知するところではないが、首相が外国の政治家者を信じて日本の国会と国民を信じないとするれば、これは重大な問題であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)現在のアメリカを支配している帝國主義の意向がどうであろうと、現在すでにイギリスそのほかの多くの国家が正式に承認した中華人民共和国が国際連合において議席を承認される日が遅かれ早かれ将来の現実となるであろうと推定されねばならないのであります。首相は、日米安全保障條約や行政協定などによつて、ひたすらアメリカに依存することをやめ、警察国家の危険を冒してまで法律のみによつて治安を維持しようとするようなことをやめ、事実上においてアメリカの防衛のためのものに過ぎない日本の防衛力軍事費のために、学童の血を吸い、女性の血を吸い、病人の血を吸うようなことをやめて、第一に、兒童に食料を與え、大衆に住宅を與え、病人に病院を與え、失業者に職を與え、国民生活の安定のために、社会保障のため

に、日本経済が自然の要求として要求する中国貿易の復活を圖つて、日本経済の自立を容易にすべきではないのか。(「終り」と呼ぶ者あり)歴史の進歩に逆行しようとするもの前途には滅亡の運命のほかに何ものがあり得ましようか。  
 ○議長(佐藤尚武君) 羽仁君、時間が過ぎておりますから……(拍手)吉田内閣総理大臣  
 (國務大臣吉田茂君登壇、拍手)  
 「答弁の要なし」と呼ぶ者あり)  
 ○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。  
 平和主義に徹するか徹しないかという事は、これはここに私が再言するまでもなく、これは当然のことでございます。憲法にもその趣旨は明瞭に書いてあるのであります。然らば(首相としての答弁ではないぞ)と呼ぶ者あり)防衛力漸増によつて徴兵制度を布くか、或いは、いづの日にかに防衛力が戦力に移行するといふようなことがありはしないか、或いは又外国に警察予備隊等を派遣することがないかといふお尋ねであります。これはしばしば申しております通り、徴兵制度は布く考へはいたしません。再軍備は未だ考へておりません。又防衛力をいづの日にかに戦力になす、これは、再軍備をしない以上は、いつの日にかに戦力に移行することは所じてないはずであります。又外国に日本の予備隊等を派遣するといふことは、これはしばしば申しております通り、政府としては考へておりません。そういうことはいたしません。又警察国家にするのであり、これは警察国家にする考へは毛頭ないものであります。ないために今日警察

察機構等については十分検討を加へております。(「ちよつとおかしい」と呼ぶ者あり)国民の安定或いは国の安定が第一である、その通りでありませう。併しなごら今日、政府の所言にして安全を害するやうな、政府の所言にして事実を曲げて国民の安定を害するやうな議論をいたしておることを私は遺憾といたします。  
 又、安全保障條約及び行政協定は、決してアメリカによつてのみ国の独立安全を守るのではないのであります。再軍備はできない。然らばしない。然らばどうして独立した日本の独立安全を守るか、ここにおいてか安全保障條約を作つたのであります。(拍手)又この安全保障條約を履行するため行政協定ができたのであります。而もこの行政協定は相互の間に理解と信頼とを以て作り上げた。私は、今日までできた行政協定において、これほど立派な行政協定はないと考へるのであります。(拍手)一体どこが悪いのか。憲法がどうとか、戦力がどうか言ふことだけであつて、行政協定の内容がよろしくないといふことを少しも指摘してないものであります。のみならず、これを以て戦力なりとし、或いは又アメリカのみによつて、或いは日本が独立を失つたとか、或いは日本に対して何等でない、圧迫によつてできたのだとか、いろいろ言を左右にし、或いは言を飾つて、この協定なるものの真価を曲げようとしておるの、反対党諸君の言論であると思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)これこそ国民の安定、国情の安定を害する第一のものであらうと私は思ふのであります。

次に外資導入について申し上げますが、現在の予算は外資導入を基礎として予算を立てて居るのではないのであります。外資導入ができれば日本の産業経済は一層安定すると申して居るものであります。故にこのために政府は極力努力いたしております。又中共貿易がなければ困るやうな言つておられるやうであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)今日まで過去六年、七年の間、中共貿易なくして現に存立しているのみならず、日本の経済はますます繁榮して来ているのであります。その他は主管大臣からお答えいたします。(拍手)  
 「吉田法晴君発言の許可を求む」  
 ○議長(佐藤尚武君) 吉田法晴君。  
 ○吉田法晴君 私はこの際、自衛戦力に関する緊急質問の動議を提出いたします。  
 ○矢嶋三義君 私は只今の菊川君の動議に賛成いたします……誤まり、吉田君の動議に賛成いたします。  
 ○議長(佐藤尚武君) 吉田君の動議に御異議ございせんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり)  
 ○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。吉田君の発言を許します。吉田法晴君。  
 「吉田法晴君登壇、拍手」  
 「予算委員会と同じことを言ふな」と呼ぶ者あり)  
 ○吉田法晴君 予算委員会は、総理の失言と前官取消に関連しまして、戦力論議をいたしましたので、本会議においてこの緊急質問をなすべきか否かについて反省をしたのであります。総理の取消と政府の強弁ともかかわら

ず、再軍備はなしくずし的に進められており、本年度予算が通過いたしますと、予備隊、保安隊は、人員、裝備共に強化せられ、海上保安隊の中から生れる海上警備隊のごとき、フリゲート艦という駆逐艦を持つに至るものと信ぜられております。近く政府は警察予備隊と海上保安隊の法的基礎を政令から国内法に切替える措置なり、兩者を統合所管し国防省に相当する保安庁設置法を提出して来ると信ぜられております。言ひ換へますと、治安目的ではなくして、自衛目的を持つ明確な国防軍、自衛軍が実現するのであります。それが、それまで待つべきではなくして、憲法第九十九條によつて憲法尊重擁護の義務を持つている国会議員としての当然の責務を今日果すべきである、このやうな意味においてこの緊急質問をなす次第であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)  
 従来、吉田総理は、憲法改正問題に關しましては、しばしば憲法改正はいたさないものでありますと言明されて来られました。(「言を左右にする」と呼ぶ者あり)去る三月六日に本院予算委員会における私の質問に答へても、憲法改正の今日意思はないのであります。再軍備はいたさないつもりでありますから、それ故に憲法改正の必要はないと思ひます。」と明言されました。然るにその同日六日の午後、岡本委員の質問に答へては、「憲法は自衛手段としての戦力を禁じて居るわけではない」と、問題になつた発言をせられた。この発言が第九條に違反すると疑がれたため、三月十日訂正をせられました。然るにそのすぐ直後、又、「自衛のための新たな戦力を持つ

昭和二十七年三月十九日 参議院會議録第二十三号、自衛戦力に関する緊急質問

や否やを成るべく早く国会と国民に問われることが必要ではないか」といふ岡本君の質問に答えては、「大体御意見の通りであります」と、これを肯定、憲法改正と、これを国民投票に任せることを確言しておられます。(その通りだと呼ぶ者あり)総理の発言を速記録で辿つてみますと、前後矛盾著、(「分列症だ」と呼ぶ者あり)いずれに真意があるのか捕提困難であります。極度に心神困憊をしておられるのでなければ、頗る不誠意、不まじめ、日本国民と共に、国家の名譽にかけ、全力を挙げてこの憲法の崇高な理想と目的を達成することを誓ひ、憲法第九十九條によつてこの憲法を尊重し擁護する義務を有する総理大臣とは思えないのであります。そこで先ず第一に吉田総理にお尋ねしなければならぬことは、以上の御発言のうち、いずれが真意あるものであるか、失礼であるけれどもはつきり承わりたい。併せて、この憲法を公布せられたその吉田総理は、憲法前文の末項及び第九十九條の憲法尊重擁護の義務をどう考えておられますか、承わりたいのであります。

第二点は、憲法第九條の解釈についてであります。この條文成案の経緯、英訳文、憲法学者の多数の意見、政府の当時の説明等を総合して、異議なかつたところのものは、一つは無條件の交戦権否認であつて、自衛戦争を放棄するということでありました。このことについては、一、二の反対意見がございますが、それは極めて少数であること周知の通りであります。マツカーサー元帥が憲法改正について民政局に與えられた重要な三点の一つには、次の一項がありました。即ち「國家の主権的權利としての戦争を廃止する。日本は國家の紛争解決のための手段としての戦争及び自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。」と述べますが、「自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する」といふことは、世界の防衛と保護につき、今や世界を動かすつある崇高な理想に依存するものである。このことは、吉田総理は、第九十帝國議會において、みづから「戦争放棄に關する本條の規定は、直接には自衛権を否定してはおりませんが、第九條第二項において、一切の軍備と、國の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も放棄したものであります。」と明言しておられるのであります。他の一つは、「その他の戦力」、英語で言うアザー・ウオア・ポテンシャルというものは、潜在的戦力であつて、人の集団、物たる兵器及び兵器の製造施設の三つを含むこととあります。このことは金森國務相も第九十帝國議會の答弁で明白に認めておられます。然るに前者は、吉田総理によつて、第七回国会以来であります。自衛のたための戦争はしないと言つた覚えはない」と覆えされ、後者は、木村法務總裁によつて、今国会において覆えされ、甚だしい場合は「原子爆弾であるからと、それのみを以て戦力とは言えぬ、これを運ぶところの飛行機も要れば、これを操縦する飛行士も準備しなければならぬ」と言つて、曾つて一つの武器となる」と言つて、曾つて一人の集団、物たる兵器、兵器製造の施設、その一つが潜在的戦力である」とされた憲法制定当時の解釈とは全く違つております。かくのごとく憲法の解釈が勝手に変更できるものであります。或る新聞が、「日本国民の総意によつて制定された憲法に對して、時の政府が便宜的な解釈を下したり、事実の上で背反したり、結局憲法を輕視するようなことがあれば、法治國家とは言えないことになる。」と申し出ておられますが、国民に先んじて憲法を尊重し擁護すべき総理大臣なり國務大臣が、勝手に憲法を解釈して、憲法を破壊し、立憲政治を覆へることが許されるかどうか、総理及び木村法務總裁に承わりたいのであります。

お尋ねする第三点は、現在問題になつてゐる警察予備隊と海上保安隊、この漸増が期待せられておる自衛力は、戦力ではないかという点であります。今国会を通じて最も多く論議せられた戦力問題は、上述の政府の憲法第九條を勝手に曲げてする解釈、なにかんぞく、戦力は総合的なものでなければ戦力とならぬという詭弁と、そして警察力と戦力との差を挙げず、「戦力には一定の定義がありません。その時と場所によつてその戦力のあり方が違つて来るだろうと考へておられます。」という逃げ口上で終始して来られました。併し戦力については果して一定の定義をなし得ないではありませんか。警察と戦力の限界はないではありませんか。戦力の要素、そして戦力を警察力と区別する要素として挙げるべきものは、三つあると考へられます。第一は組織であり、第二は、いわゆる軍隊組織を持つてゐるかどうかであります。それには、強力的な指揮命令の系統、階級制度、戦闘のための訓練を含み、徴兵制度或いは予備役制度等の身分縛を伴うか否かであり、第二は、その有する武器の性質であります。如何なる武器を持つことによつて警察力から戦力に移行するかは、時代と環境によつて左右せられるところではあります。不特定多数の国民を殺傷する武器を持つことは警察には許されないのであります。且つ、日本が敗戦後、ポツダム宣言により戦争能力を破壊され、そして軍国主義の復活が実定法によつて警戒されて来たこの現実の事態をも忘れてはなりません。第三は、その目的使命であります。警察は国内の治安維持を目的とするから對外的に、自國を防衛し、或いは他國を制し、又は侵略することを目的とし、國の外に向ふことを本質としております。或いは警察と軍隊の本質的区別として承認されてゐるか否かに求めんとする意見もございします。然るに警察予備隊等はどうかでございますか。全隊員が総監の下に旧陸軍類似の階級に分れて統率され、兵營類似のキャンプに收容されて、外出も自由ではありません。訓練内容は、白兵戦、渡河作戦、敵の上陸に備える障害物構築等、全く戦闘のためのものであります。その訓練を演習と言ひ、新聞に伝えられる保安庁設置法要綱によれば、保安隊、警備隊の總監の下には、幕僚があり、管区隊長の下に部隊がある。指揮命令の系統はこれを統帥と言ひ、士官学校という言葉が飛び出したり、国防軍という言葉がいつ出るの、語るに落ちたものでなくて何でありましたか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)兵器はカービン銃、ライフル銃、その他自動小銃、迫撃砲、バズーカ砲等であると公表されております。近代の裝備を持ち、ジェット機、原子爆弾を持つ外國軍隊に對して十分戦い得る戦力でないが、世界のどここの國の警察が、国内治安維持のために迫撃砲やバズーカ砲を持つて、多数の國民を殺戮しようとしておるものがあるか、いふやうか。なおポツダム宣言第九項に謳われた武装解除に關する方針は、「降伏後の對日本政策」の中にも、武器の製造所有を禁止した指令第三号の中にも、具体的に規定されております。国内法としての昭和二十年勅令五百四十二号に基く兵器、航空機等の生産制限に關する件を待つまでもなく、兵器の製造は明らかに憲法違反であります。警察予備隊及び海上保安隊が如何なる目的に使われるか。国内治安維持のほか、自衛のために使われることが明らかにならなりました。即ち日本安全保障條約による自衛力漸増の具体的案が、警察予備隊なり海上保安隊の増強であり、この自衛といふことは、海外からの侵略、或いは外からの脅威を與へんとするものに対して、日本の独立安全を守るということであると説明されましたが、このことは、即ち予備隊、保安隊が對外的な使命を持つておるというのであります。なお行政協定第二十四條によつて、日本区域において敵對行為又は敵對行為の急迫した脅威が生じた場合には日本区域の防衛のため共同措置をとると規定されてゐるが、共同措置をとる一方がアメリカの戦力であるならば、他の日本の自衛力も戦力ではないかといふことは、当然のこれは論理であります。

以上、戦力の要素と、自衛力と称せられる警察予備隊及び海上保安隊の実体を比較検討いたしました。吉田総理、木村、大橋両大臣とも、なお依然として理由も挙げずこれらは戦力でないかと抗弁せられるのであります。理由を挙げてお答えを願いたいのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり) なお、この自衛の現実の姿として、政府は、「予備隊の外敵の防衛に任ずることは……これは自衛権の行使でありまして、予備隊と言わず、消防隊と言わず、或いは我々一介の国民と言わず、誰でも自分の国が侵されんとするときは当然自衛権を行使してこの国を守るのであります」と答弁しておられます。これは予備隊が外敵に当る戦力であるとの証拠であります。そのほか政府は、万一外敵の侵入があつた場合、国民の老幼婦女にも竹槍を持たせて一億玉碎主義を再び繰返すつもりであるかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

第四には、政府は日米安全保障協約によつて、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため、漸増的にみずから責任を負うことを約束し、その自衛力漸増計画については、メレス氏が昨年十二月来朝、吉田首相と協議決定せられたと一般に理解せられており、米英初め世界の輿論のみならず、日本の新聞、雑誌、特にこの問題についての輿論調査までが、「日本軍の再建はもう始まつている」と言い、三月六日の首相の自衛戦力に関する発言を取消してみては誰も信用しないのに、首相初め政府は、何故飽くまで強弁し、憲法違反の疑いを反省しないのでございませうか。それは吉田総理が秦の趙高の

例に倣つて、その左右や学者に鹿を馬と言わせようといふのでありませうか。或いはアンデルセンの「裸かの王様」のように、町の子供たちに「裸かの王様だ」と笑われても、なお美しく立派な着物を着ていると言ひ張るつもりでありませうか。占領下現在の憲法の下においては、国内治安維持を任務とし一朝有事の場合外敵に対し国家を防衛する警察予備隊を強化し、その教と訓練裝備が如何に強化されようかと、これを警察と強弁し、機嫌の熱するを見て、日本国憲法は曾つて上から與えられたものであるが、今は客観情勢が変化し、その筋の要請が異なるとして、憲法の修正ではなくして、憲法そのものの否定、憲法の改革にはかならないところの第九條の変更をなされようといふのでありませうか。

日本国憲法は、その理想の高さにおいて、民主主義に社会化の要素を取入れた点において、ワイマール憲法に幾多相似た点を持つております。第一次大戦後のドイツの辿つた運命は、日本の我々が今歩もうとする道に極めてよく似ておられます。ワイマール憲法は一九一九年に誕生して、一九三三年ヒトラーの政権獲得後公然と蹂躪せられて行きました。我が日本国憲法は、昭和二十一年十一月公布、翌二十二年五月施行せられたことは、まだ日本国民の記憶に新たなところでありませう。実施滿五年の記念日を迎えんとする今日、当時の総理大臣兼外務大臣吉田茂その人によつて、事実上の変更と、そして改正憲法が行われるのでありませうか。

心、それを育てる大橋國務相を乗り越え、吉田首相と自由党をもテロと弾圧の對象とするのでありませうか。日本の運命を、ドイツのそれのごとく、再びファシズム支配に任せ、そして戦争と、(時間々々)と呼ぶ者あり) 民族の再び起つ能わざる滅亡に推し進めないではおかないでありませう。吉田首相の心境と決意を承りたいたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(吉田茂君) 答へをいたします。  
この国会において憲法を尊重するかどうかをお尋ねは余り馬鹿げておつて、私は私自身の耳を疑うのであります。(拍手) 憲法を尊重するのは当然であります。誰が尊重しないと申しますか。若し尊重しない者があれば我々は飽くまでも鼓を鳴らして攻めざるを得ないものであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

この「陸海空軍その他の戦力」、これは陸海空軍というような完成された形の戦力を言うのであります。従つて、その他の戦力というのは、(完成でなくとも戦力だと呼ぶ者あり) その名称の如何を問はず、この陸海空軍と同一の力を持つた総合された力と解釈すべきが相当であると信じて疑いません。(陸海軍いろいろあるのだ、内容について) 呼ぶ者あり) 従つて、警察予備隊がかような戦力を持つていないといふことはしばしば述べた通りであります。いわゆる警察予備隊は、内地の治安確保、即ち平和と秩序を維持するために設けられたのであります。併しなから、一たび外国の干渉と教唆によつて擾乱が起つた場合には、これは警察予備隊は出動しなければなりません。従つて、それに備へるべき力を持たせることは当然のことです。決して憲法第九條の戦力を持つているのであります。ただ、内地の平和と秩序のために設けられ、それに備へるべき裝備をしたものに過ぎない。かように解釈すべきであると考へます。(拍手)

○國務大臣(木村篤太郎君) 吉田君にお答えいたします。(二つ) 吉田君に「呼ぶ者あり」  
憲法第九條第二項の解釈については私がしばしば述べた通りであります。

蔵大臣「ないぞ」と呼ぶ者あり) 永井純一郎君。  
〔永井純一郎君登壇、拍手〕  
○永井純一郎君 私はこの際、日本社会党第二控室を代表いたしました。外資導入を中心とした日米経済協力の問題につきまして、総理大臣以下閣僚大臣に質疑をいたしたいと存じます。  
総理は本国会当初におきます施政方針演説におきまして、我が国の経済自立のため必要なるものは、産業の合理化、施設の改善、電力源の開発、外航船の増強であり、これによつて生産の増強と貿易規模の拡大を図ることであり、そして、このことたるや、に外資の導入を待つにあらざれば発展を期し得られないと説明をいたして居るのであります。即ち吉田内閣は講和後の政策の基調をこの外資導入に置いて居ると見られるのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり) ところが去る十一月、司令部から発表されましたマールカット談話によりますと、この総理の期待は全く覆えられたと見られるのであります。この談話を要約すれば、一つは、日本の或る事業が外国借款を受けるほど経済的価値があれば、先ず日本の政府予算又は民間筋から国内融資をなすべきであるという点であり、二つには、今日の日本は経済援助を正当化するような財政状態にあるとは思われな

○矢嶋三善君 私は只今の永井君の動議に賛成いたします。  
○議長(佐藤尚武君) 永井君の動議に御異議ございませんか。  
〔異議なし)と呼ぶ者あり) 〔議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて発言を許します。(大

昭和二十七年三月十九日 参議院会議録第二十三号 外資導入に関する委員会

に経済協力促進連絡会議なるものを設置いたしました。去る二月一日、外相官邸で初会合を行なつたのであります。同会議に提出された「経済協力推進について」なる資料によりますると、「経済協力のための資金供與の要請」として、電源開発資金としては、鋼材、アルミ等、対米協力輸出のための所要電力に充当される分の資金三億ドル、それから協力輸出のための設備資金に要する資金といたしまして、アルミ、石油及び石油化学製品、航空機、造船設備資金等五千万ドル、東京―神戸間高速自動車道路建設資金といたしまして三億ドル、外航造船船建造資金として五千万ドル、その他鉄鉱石、石炭、石油等、原材料の輸入クレジット、以上五つの事項を要請することとなつておつたのであります。が、外資の導入が望みなしといたしますならば、この最も大なる電源開発計画を初めといたしまして、設備合理化、外航船建造等に重大なる影響を興えるに至りますと共に、政府の言ういわゆる対米協力も不可能となると思われるのであります。

更には又今後の政府の日米経済協力に対する期待或いは見通しも誤まつてゐるものと思われ点があります。即ち、外資導入が望みがないとすれば、東南アジア開発乃至は特需の増大に望みを託しているようであるが、財界においても、本年当初唱えられた上期沈滞、下期好況の見通しが訂正されつつありますように、軍需景気への簡單な甘い期待は裏切られておるのであります。すでにマーケット談話におきまして、米國が融資の能力を持ち、米國は、場所、価格の如何を問はず、何でも買付ける意思があるとの間違つた考えは、急激に根柢から覆えされつつある。更に「米國議會は國際的支拂に使用される米國資金の需要が内外に及ぼす影響に当然重大なる関心を抱いており、日本における調達にはまじめな関心が拂われている。」このように述べているように、すでに現在破綻に瀕しつつあるポンド・フランの救済に對し、大規模な援助が與えられないのであり、日本においても一層拒否される可能性が強く、而も一方においては米國軍事支出は抑制され、月額五十億ドルの枠がはめられて、再軍備計画の完成は一九五五年に延期されておる実情であります。かくて政府は、國民が到底了し得ないところの屈辱的な安全保障條約、行政協定の重大なる失敗から、國民の目を蔽わんとして、「その通りだ」と呼ぶ者あり、政治借款、外資導入という甘い餌を高々と掲げ、ひたすら米國の外資導入と軍備拡張への便乗を以て政策の基本といたしているのであります。即ち、眞の日本經濟の自立を忘れた政府のこの安易な政策は、從屬國になることを肯んぜないとするならば根本的に崩壊せざるを得ない危険を持つものと言わなければならぬと思ひます。(拍手)「その通りだ」と呼ぶ者ありここに置きまして、私は次の諸点について詳細なる答弁を求めたいのであります。

第一点は、吉田総理は二月上旬米國へ外資導入のための書簡を送つたと言われておる。而してその内容は、一つは、國民政府との條約締結によりまして對中共貿易は行われなくなり、これが國際收支の上に與える打撃が大である。第二点は、日本は二十七年度において約二千億に及ぶところの國防費を負担することになるといふ点であり、第三点は、以上のごとく不利な負担をしながら對米經濟協力をして生産力を拡充するのである。そのためには電源開発が先次問題である。従つて電源開発のための外資を含めて約十億ドルの外資を要請する。以上のごとく伝えられては、事實かくのごとき書簡を送つたのであるか。又その内容を詳細に總理から説明されたのであります。而して又、その書簡は一体この誰に送つたのであるかといふ点を明らかにされたいのであります。(トルーマン)と云ふ者あり、又今度のマーケット談話は、この書簡に對する回答と思はれるが、書簡を送つたからマーケット談話が発表されるまでの交渉の経緯を明らかにされたいのであります。池田大蔵大臣は本日お見えになつておられないのであります。このマーケット談話に關し、外資導入が駄目になつたのではなくして、コンマシヤル・ベースでの導入はできるのだとの答弁を予算委員会でいたしておるようであり、中共貿易杜絶等の條件下に置かれてゐる日本として、コンマシヤル・ベースでの導入が不可能に近いからこそ、總理はいわゆる政治借款を米國政府に要求したはずであると考へるのであります。(その通りだ)と云ふ者あり、この問題は、先日の予算委員会におけるマーケット談話に關する無責任なる總理の答弁の次第もあることであるから、この際、明瞭に國民の前にされたいのであります。

第二には、マーケット談話は、政府の要請は杜撰で具体性がないと言つておる。而してマーケット談話で政治借款はやらぬと発表しておいて、すぐそのあとを追つかけて、武器彈藥製造禁止の解除の発表を司令部はいたしたのであります。(その通り)と云ふ者あり、即ち米國が求めてゐるものは、安全保障條約に基く防衛力増進計画、即ち再軍備計画と、これに伴う軍需品生産の具體的計画である。これが示されない限り、外資の導入をしないと云つてゐるのではないか。再軍備せざれば外資導入せず、これではないのかといふことを國民は考へます。總理はこの國會において常に再軍備はしないと聲明をし続けて來られました。而して今後もお再軍備せざるの毅然たる態度を持するものであるならば、右のごとき明らかなる再軍備を外資の導入と見合ひにして強要せられるにおきましては、その職を擲つてその毅然たる態度を米に示し、再軍備反對の國民の意思に應へるべきであると思つてゐるのであります。總理の率直なる所信のほどを承わりたいと存じます。

第三点には、二十七年度予算は五兆三百億という膨大な國民所得を基礎といたしまして組まれてゐるのであります。この國民所得には約一〇％以上の水増し所得があると思はれます。その証拠には、前年五月を境といたしまして、雇用は約五〇％弱、生産は約五〇％強、減じてゐるのであります。且つ物價はほぼ横道を續けております。然るに何故五兆三百億円の國民所得を見込んだのかと言へば、明らか外資の導入を見込んで計算に入れているからであります。そこで大蔵大臣に質したいのは、予算編成に當つては、司令部が最も重要な事項といたしましてこれにあずかり、ドッジ氏が干涉し、米政府がタッチしてゐるのであります。が、その際、外資導入については如何なる話合があつたのか、米政府の最も忠実なる番頭である池田大蔵大臣にお尋ねをいたしたのであります。なお、外資が入らざる場合、この八千五百億円を上る二十七年度予算は根柢から崩れ、組替へなければならぬと思つてゐるのか、その際どう処理せんとするのか。併せて承わりたいのであります。

第四点には、マーケット談話は、或る事業が投資を賄うのに外國借款をするほど經濟的価値があるならば、政府予算又は民間から國內融資をせよと言つてゐる。それならば國民は言つておりました。先ず二千億に余る膨大な國防費を、尤も總理大臣は軍事専門家が笑うほどの少しばかりのものだと言つておられますが、國民から言へばこの膨大な二千億の國防費を先ず削減せよと言つておりました。予算編成に當つて政府は、國防關係は米國の要求のままに計上し、且つ主權を大幅に譲り渡した屈辱的な行政協定を締結したその代償として、政治借款をもらおうとした甘い夢を見ていたものと國民は思つておるのである。ところが行政協定は強行され、調印が済まされ、そのあとで政治借款はやる氣はございませんと突つぱねられておる。(やらざるふつたくりだ)と云ふ者あり、くだらない餌に釣られまして、鋭い針に引つかかつておるその醜態は、國民の目から到底見るに堪えないものがあります。總理はその責任をどう感じておられるのか。我が國が眞に自主的に經濟自立を達せんとするならば、むしろ



ろアメリカ一辺倒の依存主義を捨てて、国防費を削減し、これによる歴大なる経費を、電源開発、食糧増産、中小企業の振興、減税、国民生活の安定へと持つて行くべきであります。即ち総理は、あなたの責任で行なつた行政協定調印後、あなたの頼みの綱とする米園から、すげない打つちやりを食つた恰好であるが、それでは一休今後如何ようにして経済自立達成のための日米経済協力を進めんとするのであるか、その考え方を承わりたい。かように存するのである。

第五点には、マーカット談話は、外資優遇の諸条件が揃わなければ導入は無理だとの意味のことを言つております。(その通りだと呼ぶ者あり)政府は外資法を如何に改正せんとしておるか。伝えられるところによれば、株式の乗り替えを認め、株価の値上りによるところの、ふくれ上つた分の配当金、及び三年経過後には元本をも海外送金を認めるといふごときもので、かかる寛大なる外資優遇は他国にその例を見ざるものと思われ、周東國務大臣からこの点説明せられたのであります。

以上五点を挙げて私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕  
○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。

外資導入がなければ、この本年度現に提出してある予算は、その根柢が覆えるかのごとくに言われておられますが、外資導入とこのたびの予算は何も関係はないのであります。ただ外資導入されるれば日本の経済復興が促進せられるということを、私が施政の

演説の中に申したのであります。又協力の決議として云々ということがありましたが、これは私も携わつておりました。いろ／＼な場合、問題を研究はいたしました。か、かのごとく何億アメリカ政府に要請しようなどというよきなことはいたしておりません。

又外資導入が...私が政治借款云々と申したか、或いは二月月上旬に書簡を米園政府に送つたというふうな事実は毛頭ないのであります。従つて又、マーカット少将の談話が私の書簡と関連したというふうなことは全然ないことでもあります。書簡を送らないのでありますから、マーカット少将の談話とは何らの関係はないのであります。

再軍備と外資導入があたかも関連しておるようなふうにお話があり、且つ又武器製造が許されたから、これが即ちその証拠であるというように言われておりましたが、併しながら、これは日本の産業に加えられた制限が解かれただけであり、再軍備とも又外資導入とも何らの関係はないのであります。

その他の点については所管大臣からお答えいたします。

この際、三月十日の本会議におきまして松浦議員から御質問があつたのであります。これに対してこの際答弁をいたしたいと思います。

その質問は、我が国の漁業の発展に當つて、公海漁業の自由の原則に基くべきものであるというお尋ねであり、公海漁業の自由は一応国際法上曾つて認められておりますが、近來は、最近においては、水産資源の保護という見地から、各国がお互いに協約を結ん

で、或る程度の公海漁業の制限を設けております。これは即ち各国の水産資源を保護するということが結局お互いの利益であるという考えから、こゝういふ制限を加へつゝあるものであります。三国漁業條約もその見地から締結されんといはれておるのであります。お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇〕  
○國務大臣(周東英雄君) お答えいたします。

只今の御質問の中で、外資導入といふものを見込んでの産業計画等を考へておるので、二十七年に於いて國民所得の見積りも水増しが相当できておるが、これがなくなれば赤字じやないかといふような御趣旨の御質問であつたと思ひます。私どものほうで立てております五兆三百億圓といふものについては、計算の基礎としては非常に堅実に立てておりますので、現在までも、農業、鉱工業の増加して、現存する指数といふものを将来に増加推定いたしました。鉱工業九％、農業生産三％、資金一〇％、雇員一％といふような大体的な確実な増加趨勢を織り込んで計算いたしました。五兆三百億圓が出ておるのであります。若し外資導入といふものが、今日まで民間からの外資導入が着実に年々増加して参つておる実情であります。それが更に増加して来るならば、むしろこの指数との関係はもつと殖えた形になるものと考へます。(でたらめだと呼ぶ者あり)

第二の点でございますが、外資法の改正に關して、諸外國にその例を見ない甘いようなことになるとは、只

今考へておるのは、当然競争前になされたのであろう諸外國の投資に對して、元本の送金保証、利息の送金保証、又は国内において株式社債等の譲渡された場合におけるその得た金で又更に投資をすることは、自由であつたはずであります。特別な会社法人に對して制限を課した以外は自由であります。これが戦後において制限されておつた。そういう点は投資される者に對しては非常に不利な恰好でありますので、そういう点を進んで今度改正するわけでありませぬ。決してほかの國に見ないような甘いことを考へておるわけではありませぬ。

○議長(佐藤尚武君) 大蔵大臣の答弁は他日に留保されました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、教育施設確保に關する決議案(梅原眞隆君外十七名發議)(委員會審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。本決議案につきましては梅原眞隆君ほか十七名より委員會審査省略の要求書が提出されております。發議者要求の通り委員會審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより發議者に對して趣旨説明の發言を許します。梅原眞隆君。

教育施設確保に關する決議案

昭和二十七年三月十五日

- 發議者
- 梅原 眞隆
  - 加納 金助
  - 鈴木 強平
  - 平岡 市三
  - 白波瀨米吉
  - 堀越 儀郎
  - 高橋 道男
  - 荒木正三郎
  - 棚橋 小虎
  - 川村 松助
  - 工藤 鐵男
  - 黒川 武雄
  - 矢嶋 三義
  - 岩間 正男
  - 高良 とみ
  - 山本 勇造
  - 河崎 ナツ
  - 相馬 助治

教育施設確保に關する決議

新日本國の再建が、教育の力にまななければならぬことはいふまでもない。

今や講和條約が発効せんとするにあたり、連合軍の接收にかかる教育施設は、当然返還されなければならぬ。

然るに、これら教育關係の被接收施設は現に四十数件の多きに上り、また既に解除されたものについても、その後警備隊等の使用に充てられてゐるものは数件に達し、これがために生じてゐる教育上の障害は極めて大きい。

この際、被接收教育施設が最優先的に速やかに返還されるよう、最善の努力を拂ふことは固より警備隊等が使用してゐる教育施設についてもまた、速やかに返還措置を講ずることを、政府に對し、強く要求するものである。

右決議する。

昭和二十七年三月十九日 參議院會議録第二十三号 議事日程追加の件 教育施設確保に關する決議案

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君 只今議題となりました教育施設確保に関する決議案について、(長講一席)と呼ぶ者あり(発議者を代表いたしました)して趣旨の弁明をいたしたいと思ひます。

最初に決議案を朗読いたします。

教育施設確保に関する決議

新日本国の再建が、教育の力にまかななければならぬことは、いづれまでもない。

今や講和條約が発効せんとするにあたり、連合軍の接收にかかる教育施設は、当然返還されなければならぬ。

然るに、これら教育關係の被接收施設は現に四十数件の多きに上り、また既に解除されたものについて、その後警察予備隊等の使用に当てられてゐるものは数件に達し、これがために生じている教育上の障害は極めて大きい。

この際、被接收教育施設が最優先的に速やかに返還されるよう、最善の努力を拂うことは固より、警察予備隊等が使用している教育施設についてもまた、速やかに返還措置を講ずることを、政府に対し、強く要望するものである。

右決議する。

(拍手)

この決議案につきまして提案の理由を説明いたしたいと存じます。

今や講和條約の発効は目前に迫りましたが、この條約の発効に伴い、現在連合軍によつて接收されておきます土地或いは施設等が果してどのような原則の下にどのように接收解除されて行くかにつきましては、国民は極めて

て深い関心を持つて見守つてゐるわけでありませぬ。ここに特に議員各位の御注意を喚びたいことは、これらの被接收物件の中に夥しい学校施設が含まれてゐるということでありませぬ。

即ち現在学校施設の接收されてゐるのは、校数においては、国立、公私立を合せて約四十五校、その建物の総坪数三万五千余坪、土地において二十一万坪に達してあります。終戦以来ここに約七年、これらの学校關係者はすべてひとしく一日千秋の思いで接收解除の日を待ち望んで来たのであります。

僕たち、私たちの学校を一日も早く返して下さいという、これら校舎のない児童たちの悲痛な叫びは、新聞紙上においてもしばしば報道されてゐることは皆様の御承知の通りであります。

連合軍による学校その他の教育施設の接收は、占領当初の事情においては、緊急なる必要に基いて或いは止むを得なかつたものと考え得るでもありません。

併し、今や講和條約の発効、行政協定の実施と共に、占領軍は駐留軍に切替へられ、すべての接收關係が一応原則的に解除されるべきことになつたことにおいて、なお若し学校教育施設にして依然として返還されないものがあるとしたらば、それらの学校の学生生徒或いは児童に與える心理的影響は如何に深刻かつ考慮されるべきものであるかは、政府当局も十分に察知され得るところであります。

次に御注意頂きたいことは、警察予備隊も又相当多数の学校施設を現在使用してゐる事実であります。我々の承知するところによりますれば、その学校数およそ十五校、建物において約四万三千坪、敷地は約二十二万坪に達してあります。

而もこのような学校施設の警察予備隊による使用は、将来予備隊の拡充によつて更に増大するやも測れない情勢にあると考えられます。いずれにいたしましても、このような施設無用によりまして如何に学校が不便と困難を忍んで来たかということ、接收による場合と何ら異なることのないわけでありませぬ。

勿論、予備隊使用の教育施設の返還は、今回の講和條約の発効とは一応關係のない問題ではあります。今般駐留軍の駐留地域及び施設が全般的に調整整備される好機に當り、政府は施設無用その他適当な措置を講じ、一日も早くこれらの学校施設の返還を図られるよう、特に要望いたさざるを得ない次第であります。

学校施設の確保につきましては、政府はすでに昭和二十四年、学校施設の確保に関する政令を制定し、学校施設が学校教育以外の目的に使用されることを防止し、以て学校教育に必要な施設を確保することに努力されて来たのであり、今次の国会には、更にその政令を今後法律としての効力を有するものとしようとする法律案を政府から御提出になつております。

このような法令の精神から申しますとも、接收解除に際して学校施設の返還が最優先的に行われるべきことはもとより当然なところでありませぬ。況んや国内において警察予備隊の使用する学校施設の返還されるべきことも又論を待たないものと申さればなりません。なお今次の行政協定の実施に當り、土地その他の施設を強制収用するため、将来何らかの立法措置を講ずるような場合におきましても、かような強制収用法規は絶

對に教育施設にはこれを適用しないことを、この際更に附加して政府に強く要望する次第であります。

今や新日本国の再出発とも申すべき講和條約の発効を好機として、希くば政府は、教育施設の最優先的返還とその確保のため万全の措置を講ぜられんことをここに深く要望いたします。以て本決議案の提出の理由といたします。

何とぞ満場一致の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君)

本決議案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。木村守江君。

〔木村守江君登壇、拍手〕

○木村守江君 只今上程されました教育施設確保に関する決議案に対し、私は自由党を代表して賛意を表せんとするものであります。

委員長が先に朗読いたしました通り、本決議案は、昭和二十年九月、連合軍が本土に進駐して以来、逐次接收されました学校その他の教育施設を、又更に警察予備隊に使用されておりました同施設を、でき得る限り速かに返還してもらふよう、要望する趣旨のものであります。

申すまでもなく、新日本が真に民主的に、世界的文化水準を保持せんがためには、教育こそ何ものにも代えがたい最も大きな原動力であります。さればこそ戦後の日本の教育は、あらゆる角度から研究し検討され、その結果といたしまして、或いは義務教育の年限の延長となり、新学制の制定となり、或いは教育委員会制度の確立となり、又は新大学制度の制定となり、教育基本法によるいわゆる教育の機会均等の精神が尊重せられ、実施されるに

至つたのであります。然るに、この新教育を実施するに當りまして最も先決必須の要請は、教育施設の充實整備であります。未曾有の大戦によつて荒廢の極に達し、疲弊のどん底に陥りました我が国力を以ていたしましては、如何に国民の異常なる熱意を以てしても誠に容易ならざるものがあるものであります。あまつさへ、この期間を通じまして、連合軍の進駐により、大学を初めとして、高等、中学、小学校等の校舎並びに施設の接收されましたものは実に六十数件に及んでおるのであります。これらの学校におきましては、或いは他校の一隅を間借りして母校を知らぬ教育を受け、又は旧校舎の狭い一角に整居して不自由な教育を受けておるのであります。或いは急造バラックによつて辛うじて雨露を凌ぐ状態は、誠に見るも気の毒なる状態でありまして、これがため生ずる教育上の障害は誠に測り知れざるものがあるに存するのであります。勿論爆撃のために焦土化しました我が國に進駐いたしました連合軍が、応急臨時の措置といたしまして焼け残りの教育施設を接收いたしましたことは、当時の状況といたしましては事情止むを得ざるものがあつたかも知れませぬけれども、進駐以来すでに六年有半を経過いたしました今日、而も近く講和條約の発効により我が國が文字通り独立國として発足せんとするのとき、独立日本の將來を双肩に担ふべき次代の國民の教育に欠くべからざる教育施設をかかる状態に置くことは、誠に由々しき問題であると存しまして、速かに返還いた

教育関係施設返還の要望に關しましては、ひとり教育者のみではありませぬ。いたいけな小学の児童のうちに漲つておりました。先般私も文部委員が、月島小学校の事情は実に涙なくしては見得なかつたのであります。これらのことはすでに總司令部にも陳情書が山をなしておると言われております。私も文部委員会におきましても陳情書が殺到しておる次第であります。これらの陳情書の内容を総合判断いたしまするときに、第一に、学制改革によりましてさなきだに不足している我が国の教育施設より、建坪において三万五千三百九十九坪、土地二万二千六百六十六坪が接収され、或いは引き続き警察予備隊に使用されている事實は、盛り上りつつある我が国の教育振興に大きな重圧となつてゐることを考へるのであります。第二の理由といたしましては、學業の不便と困窮とより、學生児童に駐留軍に対する不信或いは反感を植へつける危険性を持つことでもあります。この点は、日米安全保障條約が締結せられ、友情と信頼の下に日米兩國が協力して我が国土を防衛せんとする現段階において、大きな障害となすることを恐れざるを得ないのであります。私は曾て支那事變に際し一召集兵として支那大陸に駐屯いたしましたとき、日本軍が現地の教育施設を接收いたしましたことが、如何に兒童の心理を悪化せしめ、如何に現地の民心を悪化せしめて、日本軍に対する不信の原因となつたかを思い出しますとき、思ひ半ばに過ぐるものがあるのであります。これらの事實は、諸君が關係者に直接お会いいたし、又は關係者の氣持になり、兒童の心境を御察知下さるな

らば、その重大なることは今更申上げる必要はないと存するのであります。又折角連合軍より返還を受けました教育施設が引き続き警察予備隊に使用されるにおいては、徒らに国民感情の悪化を來たし、極めて憂慮すべき事態を生ぜざるを保し得ないのであります。申すまでもなく、アメリカ駐留軍にいたしましては警察予備隊にいたしましては、國土防衛を以てその本務とするとは今更申上げる必要はないことであるが、國土防衛は民心の把握なくしては成り立つものでないといふことを承知せねばならないのであります。特に以上の接収によつて不便と苦痛を感ずるものが青少年であることに思ひをいたしたとき、而して青少年は大局より世情を判断することなく、目前の皮相的な事實と感情とより物事を判断することを考へたときに、誠に憂慮に堪へざるものがあるのであります。かかる観点から私も文部委員会におきましては、本問題が提起されるや、政党政派を超越して、本問題の重大性を痛感し、審査を省略して本會議に上程した次第であります。

どうぞ諸君におかれましても、本趣旨に賛成下されまして、満場一致、本決議案を御採択下さると共に、将来日米行政協定に基き駐留軍に不動産を提供する場合にも、教育施設についてはこれを除外せらるるよう御協力をお願い申し上げます。(拍手、「文部大臣の出席を要求する」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤内閣) 高田なほ子君。高田なほ子君等、拍手

○高田なほ子君 只今上程せられました教育施設確保に關する決議案に對し、野党各派の御意向をも含め、日本社会党第四控室を代表いたしまして、衷心より賛成の意を表するものでござります。

一九四九年二月一日、ポツダム宣言受諾に伴ひ、政令第三十四号學校施設確保に關する政令において、學校施設が學校教育の目的以外の目的に使用されることを防止し、以て學校教育に必要な施設の確保が図られております。このことは、聞くところによれば、前總司令部官マツカーサー元帥以來の占領軍の方針といたしまして、教育、宗教、教育關係の施設は接収しないといふ具體的な政策であることを強く信頼いたしたのでござります。爾來六年有余を経て今日を迎えたのでござります。然るに諸般の事情万止むを得ないとは申しながら、本決議案にも申しておりますように、今日なお四十餘校の施設が教育の目的を果し得ない実情に置かれております。我が國の教育民主化への重大施策である六三制実施に伴う義務教育の年限延長、自然増に対する施策の不備は、最低基準によつてもなお三十九万余坪に上る龐大なる不足坪数を示しており、老朽危険校舎、戦災校舎の解決すら未だ道遠しの感がござります。大東都府の真中においでござります。日米電車の車体に机を並べたいわゆる電車教室、都営住宅と同居いたしまして校庭に翻転とおむつの積つておむつ中学校、採光不十分ないわゆる暗箱教室等々、二部、三部教授は申すに及ばず、小さい者を取り巻くこれらの一連の痛ましい環境には誠に胸を割く思いをいたすのでござります。

更にご利用をいたすのでござります。秋山俊一郎議員も、男ながら幾度も

れました中央区の月島第三小学校のごときは、物置と同居している教室、さては衛生上切りのために音声が交錯いたしましたのでどうにも授業ができません。教室、支那をベニヤ板で固つた職員室など、全く教育の困難は言うに及ばず、兒童の学力低下、躰格への面に大きな悪影響を與へつつあるといふことは、何と申しても見逃すことのできないのでござります。更に泰明小学校に間借をしてゐる京橋高等商業のごときも、一坪の運動場さえもなく、直立したまま一歩も動くことのできない屋上の運動場に、成長盛りの學童たちが青空を眺めたり壁を改造して、僅かに電氣の光で勉強するなど、保健衛生の面にも大きな悪影響を與へるというところ、これ又憂へざるを得ないのでござります。更には、警察予備隊に本館を接収され、その一隅に押込められた日本でただ一つしかない久里浜の水産大学、大學とは名ばかりで、板張り暗箱の連統である教室ならざる教室に押込められ、およそ世界にも類例のない便所を改造した実験室に改々として研究にいらしてござります。水産日本をやがて背負つて立つておられる若し若し生徒の一日の憩ひを求むる寄宿舎は、雨風さそひ吹込む荒れはるる室内に荒蕪を敷き、これに床をのべて明日の勉強を支えているではござりませんか。本大學視察に参りましてござりませぬか。中々、網走刑務所以上だと、この窮状を断じ、声も立てずに忍びに忍んでゐる學徒たちの上に思いを馳せるとき、險の熱くなるのを抑へることができないような次第でござりました。自由党の秋山俊一郎議員も、男ながら幾度も

ハンカチを臉に当て、この窮状に非常に強い批判を持たれたのでござります。これに引き比べまして、警察予備隊は幹部宿舎の新工事がどん／＼進んで、余りにもこの對難的な態たらくは、日本教育の縮図を見る思いがいたしました。こういふ占領軍に便乗するがごとき予備隊の傾向、この悪い傾向に對しまして、断じて教育を守る者の立場に立つて許し得ないこととござります。

過般本議場におきまして我が党の荒木議員の質問に對しまして、岡崎國務大臣は、講和発効後は当然接収は解除されることを言明されました。併しな

が、岡崎、ラスク書簡によりましては、施設又は区域でそれに関する協定及び取極が平和條約の効力発生の後にお九十日以内に成立しない場合には、それらの施設を維持して合衆國に使用させるといふ確認をされております。この使用維持につきましては、日米行政協定の原則である學校図書館等に使用されている公共施設の速やかな返還を誠意を以て実現いたしました。純真な青少年の魂に、かりそめにも排米的な要素を與へるべきでは断じてないと思ひますし、更に軍事基地提供によつて一層教育施設等に大きな影響を與へておられる不安にさらされてゐる國民大衆の危機を一掃して、國民の意思に應へるべきでござります。まして、プールや運動場は教育そのものには關係がないといふような極めて淺薄な考えの下に、學園のオアシスといふべきこのようなものを他に転用することを許すかごときは、誠に無神経極まりないものであつて、その見えざる影響の甚大さを思ふとき、この問題の

昭和二十七年三月十九日 参議院會議録第二十三号 教育施設確保に關する決議案

昭和二十七年三月十九日 参議院會議録第二十三号 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

解決についても万全を期さなければならぬと思つてございませう。私たちが学校に帰れる日はいつの日」と歌のように歌つてゐる小さい子供たちの希望の夢を、私たちは断じて破つてはならないのでございませう。国民道徳を漢文で青少年に背骨を通すといふふうなことよりも、先ず彼らに必要なものは明るい教育環境でございませう。過日の映画の「ヨーロッパの何処かで」という一節の中にもございませうが、戦禍のために荒れすさんだ浮浪児たち、この浮浪児たちを裁こうとしていきり立つ大衆の前に立つて、この浮浪児の悪いのではない、これらはみんな大人の責任ではないかと叫んでゐるあの老若衆師の叫びこそ、全世界の大人の胸に訴ふる真実の叫びではないでございませうか。まして、戦後の青少年の学力の低下、そして不良化は、当面する今日の日本の実に重大な社会問題でございませう以上、日本中の大人たちの責任において、本決議案に盛り込まれた内容が一日も早く実現し、明るい明日の日本建設のために、本場に全大人の良識とそしてその実践に訴えられんことを切に祈りまして、私の賛成の言葉に代へるものでございませう。(拍手)

最後に、この子供たちを守らうとする重要な本決議案の上程に際しまして、政府当面の責任者である天野文部大臣の出席がここに見られないといふことは誠に遺憾千万であるといふ意を表しまして、一言ここに附加して終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

(審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載)

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。昭和二十七年三月四日

衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武君

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつてその所有する漁船、漁具又は水産動植物の繁殖施設(以下「漁業施設」といふ)について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

他政令で定める金融機関(以下「融資機関」といふ)が前條の台風によつて漁業施設に損害を受けた漁業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするところによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十五億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)  
第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいふ。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資(以下「融資」といふ)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)  
第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)  
第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員に對してする貸付)  
第六條 第二條第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)  
第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定

により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に對する措置)  
第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部を返還を命ずることができる。

(施行規定)  
第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 融資機関がこの法律施行前第二條第一項に規定する者に對してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める條件に該当し又は該當することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

3 前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて、十五億円を限度とする。

4 第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資についての損失補償の金額とあわせて、融資の総額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5 第二條第二項、第三條第一項及び第四條から第八條までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に準用する。この場合において、第二條第二項中「昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日」と、「昭和三十三年三月三十一日」とあるのは「昭和三十三年三月三十一日」と読み替へるものとす。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程されました昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

本法案は、参議院の水産委員会におきまして十分審議の上、衆議院側から発議されたものであります。先ず本法案提出の理由を申し上げます。昨年ルース台風による漁船漁具及び養殖施設に対する災害復旧資金の融通を円滑にするのがその趣旨であります。そのために、農林中央金庫等の融資機関が漁業者に対して復旧資金の融資をなす場合において、政府は損失補

償及び利子補給に関して金融機関と契約を結ぶことができるようにいたしたものであります。

次に、この法律案の内容について簡単に申し上げます。その第一は、法案の第一條にありまます通り、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつて漁船漁具又は養殖施設について受けた損害を復旧するために、政府がその復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的としております。第二は、その損失補償と利子の補給でありまして、政府は、農林中央金庫その他の金融機関が漁業者又は漁業者の加入する水産業協同組合に対して災害復旧のために融資をするときは、それによつて受けた損失に對し、その三割以内を補償し、又四分の利子補給をなすのであります。融資の限度は十五億円であります。その期間は昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までの一か年間であります。且つその償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限るのであります。第三は、水産業協同組合が組合員に対する貸付の規定、債権保全及び回収並びに法令等の違反に対する措置などが規定してあります。

本委員会におきましては、本法案の立案に当り最初から関係をいたしておりましたが、なお慎重に審議を重ねたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいのであります。その主なる質疑応答について申し上げます。その第一は、「日本は世界に稀なる台風国であつて、その都度、水産施設のごむる被害は他産業に比して甚だしいものがある。それでこの法律を農業の保険制度に做つて速かに恒久的なものにする必要があるが、これに對してどう思われるか」という質疑に對して、「発議者側といたしましては、同感であるから、参議院の水産委員会と協議をいたして、速かに恒久的の法律を作る手配をいたしたい」といふ答弁がありました。その第二は、「この法案の対象は、漁船、漁具、養殖施設となつてゐるが、漁業の生産に直接関係のあるその他の施設も包含すべきではないか」といふ質疑に對して、「発議者側も至極賛成であるが、今回はこの程度にして、恒久的法律を立案する場合には是非さうようにしたい」といふ答弁がありました。その第三は、「水産業協同組合が融資機関から融資を受け、その組合員に貸付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた融資の利率を超えてはならないといふことになつておるが、事務費等の名目で多額の手数料を取るようなことがあれば政府の利子補給も無意味になるが、政府は本法の運用に当り如何に考へるか」といふ質疑に對して、「政府当局としても同様に考へるから、融資事務の円滑を欠かない範囲内で手数料なども十分節約するよう指導いたす所存である」といふ答弁がありました。かくて質疑を打ち切り、討論に入りませうと、秋山委員より重ねて、災害復旧に對するこの法律の趣旨を恒久的なものにする必要があるといふことを強く述べられて賛成があり、又玉柳、青山両委員からも同様の趣旨で賛成され、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案、日程第三、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

右の内閣提出案は本案においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十八日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

左に掲げる命令は、廃止する。

政治犯人等の資格回復に関する件に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭和二十年勅令第七百三十一号)

衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件(昭和二十一年内務省令第二十三号)

公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件(昭和二十二年内務省令第二十五号)

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

附則

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十八日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年三月十九日 参議院會議録第二十三号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案外一件 二七七

昭和二十七年三月十九日 参議院會議録第二十三号 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案

銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔西郷吉之助君登壇、拍手〕

○西郷吉之助君 只今議題となりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く左の三命令、即ち一、昭和二十年勅令第七百三十一号、政府犯人等の資格回復に関する件に基く衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件、二、昭和二十一年内務省令第二十三号、衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件、三、昭和二十二年内務省令第二十五号、公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する件は、共に全国選挙管理委員会関係のものであります。これらの諸命令はいずれも当時の必要に基きまして臨時の措置を講ずるために出されまして、

現在は適用されることのないものでありますので、この際、本法律案は、平和條約の最初の効力発生と共にこれらの命令を廃止いたしまして、形式上整理しようとするものでございます。

地方行政委員会におきましては、本法律案付託以来、政府より提案理由の説明を聞いたほか、格別重要な質疑応答もなく、三月十八日討論採決を行ない、採決の結果、全員一致を以て本法律案はこれを原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題となりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案の地方行政委員会における審査の経過並びに結果につきまして御報告いたします。

銃砲刀剣類等の取締につきましては、昭和二十五年政令第三百三十四号、銃砲刀剣類等所持取締令という名称のいわゆるボツダム政令によりまして措置せられておりましたが、その内容は、銃砲及び刀剣類は、法令に基き職務のために所持するとき、美術品として価値あるものとして文化財保護委員会の登録を受けたものを所持することなどの場合を除きましては、これが所持を禁止することを骨子とするに、これに必要な諸手續等を規定しております。一方、政府よりは、別途ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案が提出されておりました。これによれば、前に申し上げました銃砲刀剣類等所持取締令は別に法律で廃止又はその存続に関する措置がなされない場合におきましては、同法施行の日から起算して百八十日間に限り法律としての効力を有するものとせられております。併し政府の主張によりますれば、この銃砲刀剣類等取締令は、我が国社会公共の秩序を保持する上におきまして、平和條約の最初の効力発生の日以後も法律としてそのまゝの内容で存続させる必要があるというのでございます。

地方行政委員会におきましては、本法律案の付託以来、数回に亘りまして各委員と政府委員との間に質疑応答を重ねまして審査を行いました。次に、質疑応答の主なるものを三御紹介いたします。

即ちその一つは、未登録の刀剣類に対する取扱いはどうかとの質問に對しては、政府側より「善意で拳銃刀剣類を持つていた者に対しては、届出があれば処罰しない。刀剣類に對しては、できるだけ寛大な標準で例外なく登録することに措置する方針である」旨の答弁がありました。

その二は、「平和條約発効後において刀剣類を占領下におけると同様に取締る必要がどこにあるか」との質問に對しては、政府側より、「いわゆる集団暴力行為を行うであろうと考えられるような場所を捜索する際に、数多く出て来るのは刀剣類であつて、現在の治安状況はこれらの方面に對する嚴重な取締の必要を感ぜしめる」旨の答弁がありました。

その三は、「最近の集団暴行事件等の頻発する傾向に鑑み、現在、銃砲刀剣類等所持取締令の對象になつていないものに対しても同様の扱いを考へべきではないか」との質問に對しては、政府側より、「お説御尤もと考え、今直ちに懸賞の催涙ガスのごときもの製造又は所持そのものを禁止することを立法化することの可否については目下研究中である」旨の答弁がありました。

かくて三月十八日討論採決に入り、採決の結果、全員一致を以て本法律案はこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十三日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計歳入不足を補てんするため、昭和二十七年において、一般会計から、七億一千七百八十七万五千円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支拂基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお、残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の大蔵委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、昭和二十五年年度において台風水害等の異常発生に伴い、農業共済

再保険特別会計の農業勘定における再保険の支拂が増加し、その支拂財源に七億一千七百八十七万五千円の不足を生ずることになりましたので、昭和二十七年年度予算においてこの財源の不足を補填することといたしておりましたが、均衡財政の見地より、借入金によらず、これを一般会計からの繰入金によつて補填しようとするものであります。なお、この繰入金につきましては、その性質に鑑みまして、将来、農業共済再保険特別会計の農業勘定の経理状態が健全となり、決算上の剰余を生ずる場合には、この会計の再保険金支拂基金勘定に繰入れるべき金額を除き、これを一般会計に繰入なければならぬものとするのであります。委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第五より第七までの請願及び日程第二十五より第二十九までの陳情を一括して議題とするにと御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔有馬英二君登壇、拍手〕

○有馬英二君 只今議題となりました請願三件、陳情五件につきまして、外務委員会の審議の結果を簡単に御報告いたします。

請願第六百号は、韓国人の難患者は出入国管理令の規定により強制退去を命ぜられる虞れがあるが、今後引続き永住し、療養できるように取計らわれたいとの趣旨であり、請願第六百五十五号は、安全保障條約締結に伴う佐世保における駐留地域の決定に当つては、佐世保港が国際貿易港として存立することができ、且つ駐留軍の目的をも妨げないように配慮の上決定せられたいとの趣旨であります。次に請願第八百八号は、アメリカ駐留軍が国立文教地区内のホテルに出入するのを禁止して欲しいとの趣旨であります。次に陳情第二百九十一号は、愛媛県竹芳水産会社の所有船が昨年十一月中共側に拿捕されたので、その船舶と乗組員の返還を要望したものであります。陳情第三百八号は、神奈川県辻堂元海軍演習地を今後進駐軍の演習地に指定されることがないようにとの要望であり、陳情第三百四十五号は、前述の請願第八百八号と同趣旨のものであります。陳情第三百七十五号は、今なお敗戦を信ぜず南方諸島にある同胞の救出促進方を切望いたしてあり、次に陳情第四百三十三号は、奄美大島、沖縄諸島及び小笠原諸島は、他日、日本の行政下に復帰

することが約束されているが、これらの島々に日本の行政を及ぼす範圍と権限を取りきめ、且つこれらの諸島に財政的援助を囿られたいとの趣旨であります。

外務委員会は、二月二十六日、二十八日及び三月六日の委員会においてこれらの諸件を審議いたしましたところ、いずれもその願意を妥當と認め、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これからの請願陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これからの請願陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第八より第二十四までの請願及び日程第三十より第三十五までの陳情を一括して議題とするにと御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員会理事岡田信次君。

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

○岡田信次君 只今上程になりました運輸委員会に付託の請願及び陳情につ

きまして、委員会の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

請願第十一号、同第三十二号、同三十三号、同第九十一号、同第二百三十三号、同第二百四十六号、同第五百五十七号及び陳情第十九号は、いずれも港湾修築工事の整備促進を囿られたというのであります。次に請願第六十号、同第四百二十二号、同第二百三十五号、同第六百九十二号は、いずれも海難防止のため燈台を設置せられたいというのであります。次に請願第三百五十七号、同第五百五十九号、陳情第四百十三号は、いずれも日本の航空路ローカル線開設の請願並びに陳情であります。次に請願第三百三十五号、同第八百四号、陳情第二百三十五号は、長岡市に国立測候所設置の要望であります。次に請願第五百十八号、同第六百八十号は、船舶向け気象無線通報の独立強化に関する要望であります。次に陳情第六十七号、同二百六十五号は、日本海流流機雷に対する船舶の安全確保、港湾作業の危機対策の要望であります。次に請願第二百十号、水難救護法中一部改正等に関する請願、請願第四百二十三号、東支那海に警備艦艇配備の請願、請願第八百八十六号、公有水面埋立免許料を港湾管理者の収入とするの請願、陳情第五百四十四号、鷹巣港を避難港に指定の陳情等であります。

以上請願二十件、陳情八件は、委員会におきまして慎重に審議の結果、いずれも願意を妥當であると認め、議院の會議に付するを要し、請願第二百十号の一件を除き、内閣に送付するを要するものと決定をいたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これからの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第二十四の請願のほかは内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第二十四の請願のほかは内閣に送付することに決定をいたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

○本日の會議に付した事件

一、議員派遣の件

一、防衛力漸増問題に関する緊急質問

一、自衛能力に関する緊急質問

一、外資導入に関する緊急質問

一、教育施設確保に関する決議案

一、日程第一 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

一、日程第二 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律

一、日程第三 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案

昭和二十七年三月十九日、参議院會議録第二十三号

議事日程変更の件 韓国人らに患者の強制退去に関する請願外七件 安下庄溝災害防除工事施行に関する請願外二十二件

昭和二十七年三月十九日 参議院會議録第二十三号

一、日程第四 農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするため的一般會計からする繰入金に関する法律案

一、日程第五乃至第七の請願

一、日程第二十五乃至第二十九の陳情

一、日程第八乃至第二十四の請願

一、日程第三十乃至第三十五の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 三木 治朗君

議員

早川 慎一君 野田 俊作君

徳川 宗敬君 常岡 一郎君

伊達源一郎君 館 哲二君

竹下 豊次君 高瀬莊太郎君

高木 正夫君 杉山 昌作君

新谷寅三郎君 西郷吉之助君

小林 政夫君 楠見 義男君

木下 辰雄君 河井 彌八君

片柳 眞吉君 柏木 軍治君

加賀 操君 岡本 愛祐君

岡部 常君 尾崎 行輝君

小野 哲君 梅原 眞隆君

飯島連次郎君 伊藤 保平君

井上なつゑ君 赤澤 與仁君

赤木 正雄君 結城 安次君

山本 勇造君 森 八三三君

青山 正一君 小瀧 彬君

島津 忠彦君 上原 正吉君

岡田 信次君 玉柳 實君

九鬼紋十郎君 大矢半次郎君

郡 祐一君 松平 勇雄君

加藤 武徳君 植竹 春彦君

山本 米治君 小杉 繁安君

山縣 勝見君 石川 榮一君

木村 守江君 西山 亀七君

山田 佐一君 一松 政二君

加納 金助君 草葉 隆圓君

徳川 頼貞君 左藤 義詮君

大島 定吉君 黒田 英雄君

小林 英三君 中川 以良君

川村 松助君 寺尾 豊君

溝口 三郎君 前田 穰君

堀越 儀郎君 小野 義夫君

重宗 雄三君 大野木秀次郎君

宮本 邦彦君 杉原 荒太君

松本 昇君 秋山俊一郎君

鈴木 直人君 石村 幸作君

長谷山行毅君 高橋進太郎君

堀 未治君 鈴木 恭一君

愛知 揆一君 安井 謙君

平林 太一君 長島 銀藏君

平沼彌太郎君 竹中 七郎君

有馬 英二君 菊田 七平君

瀧淵 春次君 園 伊能君

滝井治三郎君 池田宇右衛門君

勳井 藤平君 林屋龜次郎君

北村 一男君 中山 壽彦君

白波彌米吉君 岩沢 忠恭君

鈴木 強平君 西田 隆男君

大屋 晋三君 泉山 三六君

黒川 武雄君 橋尾 龍君

石坂 豊一君 境野 清雄君

大隈 信幸君 谷口弥三郎君

稻垣平太郎君 山花 秀雄君

清澤 俊英君 三橋八次郎君

鈴木 安孝君 小酒井義男君

梅津 錦一君 深川タメエ君

荒木正三郎君 内村 清次君

羽生 三七君 石川 清一君

松浦 定義君 高田なほ子君

森崎 隆君 吉田 法晴君

和田 博雄君 深川榮左エ門君

岩木 哲夫君 岩男 仁藏君

菊川 孝夫君 河崎 ナツ君

一松 定吉君 堀木 謙三君

岡村文四郎君 榎 繁夫君

金子 洋文君 須藤 五郎君

岩間 正男君 木村禧八郎君

堀 眞琴君 岩崎正三郎君

東 隆君 松原 一彦君

田中 一君 加藤シヅエ君

山田 節男君 齋 武雄君

羽仁 五郎君 矢嶋 三義君

永井純一郎君 吉川末次郎君

カニ邦彦君 島 清君

小林 亦治君 松永 義雄君

相馬 助治君 山下 義信君

堂森 芳夫君 小松 正雄君

伊藤 修君 原 虎一君

下條 恭兵君

國務大臣

内閣総理大臣 吉田 茂君

外務大臣 木村篤太郎君

法務総裁 廣川 弘禪君

農林大臣 廣川 弘禪君

通商産業大臣 高橋龍太郎君

労働大臣 吉武 恵市君

厚生大臣 吉武 恵市君

建設大臣 野田 卯一君

国務大臣 周東 英雄君

国務大臣 山崎 猛君

政府委員

内閣官房長官 保利 茂君

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

法務府法制意 林 修三君

見第二局長

大蔵政務次官 西村 直巳君

文部政務次官 今村 忠助君

運輸省港灣局長 黒田 静夫君

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十円  
発行所 東京郵務区市谷本村町一五  
電話九段四三〇一  
郵便番号一〇〇〇〇